

山口市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市が電子入札システムを使用して発注する場合の事務取扱について、法令、他の要綱・要領及び山口市競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

調達案件の登録から落札者決定までの入札手続をコンピュータとネットワークを利用して処理するシステムをいう。

(2) 一般競争入札

条件付一般競争入札を含む一般競争入札をいう。

(3) 電子入札

電子入札システムにより行う入札手続をいう。

(4) 閉庁日

山口市の休日に関する条例(平成17年山口市条例第9号)に規定する休日をいう。

(5) 電子くじ

落札者を決定するため、電子入札システムにより行うくじをいう。

(6) ICカード

入札参加者の電子証明書を格納したカードで、一般財団法人日本建設情報総合センターが電子入札コアシステムにおいて使用可能と認めた民間認証局の発行するものをいう。

(7) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(8) 建設コンサルタント業務等

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。

(9) 共同企業体

複数の事業者が一つの工事、業務等を共同で受注することを目的として形成する事業組織体をいい、専ら設計業務に係るものとしての設計共同体を含む。

(対象案件)

第3条 電子入札の対象は、建設工事及び建設コンサルタント業務等のうち、市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「対象案件」という。）とする。

（利用者登録）

第4条 電子入札システムを利用しようとする者は、取得したＩＣカード並びに業者番号及び商号又は名称を使用して、電子入札システムで利用者登録を行わなければならない。

2 市長は、競争入札参加資格の認定を受けた者に前項の業者番号及び商号又は名称を書面で通知する。ただし、市長が適当であると認める場合は、山口市公式ウェブサイトに掲載することで書面による通知に代えることができる。

3 利用者登録をした者は、登録した利用者情報に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

（ＩＣカードの名義）

第5条 電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、山口市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された代表者（受任者が登録されている場合には、当該受任者とする。以下「代表者等」という。）名義のＩＣカードに限る。

2 共同企業体が電子入札システムを利用する場合は、企業体の代表者である構成員が単体企業用として電子入札システムに利用者登録しているＩＣカードを使用するものとする。

3 代表者等の変更が生じた場合は、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更内容を反映したＩＣカードを取得し、前条第1項の手続を行わなければならない。なお、代表者等の変更があつたにもかかわらず、名簿の変更手続及びＩＣカードの名義変更を行わずにした入札は、無効とする。

4 同じ名義のカードを複数所持している場合で、入札公告（指名競争入札にあつては、入札説明書）に示す種別と異なる種別の業者番号で利用者登録したＩＣカードを使用して第8条の規定による競争参加資格確認申請をした者は、当該入札の参加資格を有さないものとする。

（ＩＣカードの不正使用）

第6条 他人のＩＣカードを不正に使用することその他のＩＣカードの不正使用が判明した場合は、不正使用をした者の当該入札への参加を認めない。なお、入札書提出後に不正使用が判明した場合は、当該入札書は無効とする。

2 ＩＣカードを不正に使用した者は、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づき、不正又は不誠実な行為として、指名停止等の措置の対象となる場合がある。

（案件登録）

第7条 市長は、電子入札システムに、対象案件に関する事項を登録するものとする。

（一般競争入札への参加申請等）

第8条 一般競争入札の参加者のうち、入札に先立ち入札参加資格の審査をする対象案件に参加しようとする者又は入札後に入札参加資格の審査をする対象案件の落札候補者は、

競争参加資格確認申請書提出画面において必要な資料を添付し、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出しなければならない。

- 2 添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超える場合には、資料に代えて確認資料等紙提出届出書（様式第1号）を添付して送信した後、競争参加資格確認申請書受信確認通知及び必要な資料を持参又は郵送により提出するものとする。
- 3 共同企業体を対象案件に参加するときは、競争参加資格確認申請書提出画面に共同企業体の名称等の必要な事項を入力するものとする。
- 4 市長は、第1項の競争参加資格確認申請書を受け付けたときは、必要な資料の添付を確認した後、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。
- 5 市長は、前項の競争参加資格確認申請書受付票を発行した者に対し、必要な資格の適否を確認後、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を発行するものとする。

（指名競争入札参加者への通知等）

第9条 市長は、指名競争入札である対象案件の場合は、電子入札システムにより指名通知書を発行するものとする。

- 2 指名通知書を受けた者は、電子入札システムにより受領確認書を提出するものとする。
- 3 市長は、受領確認がとれない者には、必要に応じて、書面による通知書を発行するものとする。

（技術提案資料）

第10条 対象案件が総合評価競争入札であるときは、入札参加者は、競争参加資格確認通知書を受信後、技術資料画面において、技術提案資料を添付し、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超える場合には、資料に代えて確認資料等紙提出届出書を添付して送信した後、技術資料受信確認通知及び技術提案資料を持参又は郵送により提出するものとする。

（入札書の提出）

第11条 対象案件に参加する者は、電子入札システムを利用して入札書を提出しなければならない。

- 2 電子入札システムによる入札書の提出期間は、原則として連続する3日（閉庁日を除く。）以上とする。

（入札の辞退）

第12条 入札を辞退する者は、入札書提出締切日時前において、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。この場合において、再度入札の場合を除き、入札書の提出後であっても辞退届を提出することができる。

- 2 入札書提出締切日時において、入札書又は辞退届の提出がない場合は、当該入札を棄権したものとみなす。

(工事費内訳書の提出)

第13条 入札書と同時に工事費内訳書を提出する場合は、電子入札システムの入札書画面において、工事費内訳書を添付して送信しなければならない。

2 添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超える場合には、工事費内訳書に代えて工事費内訳書紙提出届出書(様式第2号)を添付して送信し、工事費内訳書については持参又は郵送により提出するものとする。

3 前項の規定による持参又は郵送における提出期限は、開札日時とする。

(添付書類の取扱い)

第14条 入札参加者が、電子入札システムで提出する電子ファイルは原則 PDF ファイルとし、複数のファイルを圧縮して提出する場合は ZIP 形式によるものとする。

(紙入札での入札参加)

第15条 紙入札での入札参加(対象案件に参加する場合において書面による入札書等の提出をすることをいう。以下同じ。)を希望する者は、原則として次の各号の期限までに紙入札参加承認願(様式第3号)を市長に提出して承認を得るものとする。なお、提出方法については、「紙入札での入札参加手引」に定めるとおりとする。

(1) 一般競争入札(入札に先立ち入札参加資格の審査をするものに限る。)による対象案件については、第8条に規定する申請書の提出期限の前日(閉庁日を除く。)を期限とする。

(2) 指名競争入札又は入札後に入札参加資格の審査をする一般競争入札による対象案件については、入札書の提出期限の前日(閉庁日を除く。)を期限とする。

2 市長は、紙入札参加承認願が提出されたときは、ICカードの名義人変更時、システム障害等その他のやむを得ない理由がある場合に限り、紙入札での入札参加を認めることができる。

3 紙入札参加承認を得ていない者が紙入札での入札参加をしたときは、その入札は無効とする。

4 紙入札参加承認を得た者のうち立会いを希望する者は、自らが提出した入札書を市職員が電子入札システムに入力する際に限り立会うことができる。

(入札の無効)

第16条 参加者心得第11条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

(1) 第5条、第6条又は前条の規定により無効とするとされている入札

(2) その他この要領又は「紙入札での入札参加手引」に著しく違反した入札

(開札)

第17条 入札執行日時に電子入札システムで開札し、工事費内訳書等の確認等の必要な事務処理を行った後、入札状況登録を行うものとする。

2 前項の場合において、入札参加資格の確認又は低入札価格調査を実施する等の理由に

より、落札を保留する必要がある場合、入札執行者は、落札保留を宣言して入札状況登録処理を行い、入札参加者へ保留通知書を発送するものとする。

3 市長は、開札後（前項の規定により落札決定を保留した場合は、落札者が決定された後）、速やかに入札結果登録を行うものとする。

4 入札執行課の職員以外の者の開札時の立会いは、認めないものとする。

（電子くじ）

第18条 落札者となるべき同額の入札をした者又は総合評価競争入札において落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が2者以上いる場合は、電子くじにより落札者を決定する。

2 電子くじの実施方法については、入札書提出時に入力した3桁の数字、入札書提出日時及びシステムから発行される乱数を使用し所定の算式によりシステムにて算定された結果により、落札者を決定するものとする。

（再度入札）

第19条 落札者となるべき者がいないため、再度の電子入札に付する場合は、再度の入札書の提出締切日時を指定し、入札参加者に通知しなければならない。ただし、再度の電子入札に参加できない者を除くものとする。

2 再度入札の入札書の提出締切日時及び開札日時は、原則として前回の入札の開札日の翌日（閉庁日を除く。）の市が定める時間とする。

3 再度の入札においても落札者となるべき者がいないため再々度の電子入札に付する場合には、前2項の規定を準用する。

（システム障害等）

第20条 市長は、電子入札システムの障害等により電子入札ができない場合は、入札の延期又は入札方法を電子入札によらない方法にすること等の適切な処置をとるものとする。

2 電子入札システムを利用する者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の必要な対策を講じるものとする。

（補則）

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和3年9月30日までに開札をする入札に係る第15条の紙入札での入札参加については、同条第2項を適用せず、理由にかかわらず紙入札での入札参加を認めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年9月30日までに開札をする建設コンサルタント業務等の入札に係る山口市電子入札実施要領第15条の紙入札での入札参加については、同条第2項を適用せず、理由にかかわらず紙入札での入札参加を認めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

確認資料等紙提出届出書

下記の資料については、持参又は郵送により提出します。

記

入札参加資格確認資料

- ☐ 競争参加資格確認申請書受信確認通知
- ☐ 入札参加資格確認資料一式

技術提案資料

- ☐ 技術資料受信確認通知
- ☐ 技術提案資料一式

注1 本様式は、添付する電子ファイルのデータ容量が添付可能な範囲（概ね3MB）を超える場合又は入札公告等により上記資料を持参又は郵送により提出することとされている場合に提出すること。

2 提出する書類のチェック欄の□を■のように黒く塗りつぶすこと。

様式第 2 号 (第 1 3 条関係)

工事費内訳書紙提出届出書

添付ファイルの容量が添付可能な範囲（概ね 3 MB）を超えたため、山口市電子入札実施要領第 1 3 条の規定により、工事費内訳書を持参又は郵送により提出します。

様式第3号(第15条関係)

紙入札参加承認願

1 案件名

2 電子入札システムにより参加することができない理由(※ 該当するものに○を付けてください。)

- ① ICカードの名義人変更
- ② システム障害等
- ③ その他 (具体的な内容を記入してください。)

上記の案件は、電子入札対象案件ですが、今回当社は上記理由により電子入札システムで参加することができませんので、紙入札により参加することを承認いただきますようお願いいたします。

- ☐ 当社が提出した入札書を市職員が電子入札システムに入力する際に立会いを希望します。
(※再度入札となった場合も含め、立会いを希望する場合は☑を入れてください。)

年 月 日

申請者

所在地

商号又は名称

(担当者名 :)

(電話番号 :)

(E-mail :)

(宛先) 山 口 市 長

- ※ 理由は詳細に記載することとし、それを裏付ける資料の提出を求められた場合はこれに応じること。
提出方法は、電子メール又は持参とします。

~~~~~ 以下の欄には、記入しないでください。 ~~~~~

承認します。

上記について (立会日時 年 月 日 時 分)

承認しません。

不承認とした場合は、その理由

- ※ なお、この承認については、この入札に係る入札参加資格があることを合わせて承認するものではありません。

年 月 日

申 請 者 様

山口市長

※ 電子メールで通知した場合は、受信確認のため返信メールを送信してください。  
E-mail : keiyaku@city.yamaguchi.lg.jp